

資格審査手続の要領

1 申請書

資格審査申請書には申請の理由を明示してください。

理由のない申請は受け付けられません。理由は概ね次の4つに区分されます。

- (1) 労働者委員候補者推薦
- (2) 法人登記
- (3) 不当労働行為救済申立
- (4) 前3項のほか組合が申し立てた理由について県労委総会が認めた場合。

なお、第4の場合には、その理由についてできるだけ具体的に詳しく書いた書類を添付してください。

2 組合資格立証書類

申請書には、組合の資格を立証するための次のような書類を添えてください。このうち、ロ・チ・リの書類はそれがない場合は添付しなくても結構です。また、ハの使用者に関する部分については知り得た範囲内で記入願います。

- イ 組合規約の写し
- ロ 労働協約、協定書、覚書等の写
- ハ 組合及び使用者の概況調……………様式2
- ニ 組合役員名簿……………様式3
- ホ 非組合員名簿……………様式4
- へ 非組合員の範囲を示す職制系統図……………様式5
- ト 使用者の経費援助調査表……………様式6
- チ 組合会計の監査証明書の写し
- リ 会社（又は事業場）の服務規程、事務分掌規定、職制表、就業規則の写し

3 県労委の審査

資格審査申請書が提出されると、和歌山県労働委員会が書類の検討等を行い、その結果、不備や欠陥がなければ資格が認定されます。また、不備や欠陥が見出された場合、期限付きで「要件補正勧告書」を交付しますので、これを履行し、届け出ることによって資格が認定されます。（期限内に補正及び届出をしなかった場合、資格が否認されます。）